

府 サ 連 第 7 号
令和 8 年 9 月 17 日

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター 代表理事 殿

内閣府サイバー官民連携室長
(公 印 省 略)

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律等の施行を踏まえた
脆弱性関連情報の取扱いについて（要請）

昨今、厳しさを増す国際的な安全保障環境の中で、平素より国家を背景として、重要インフラの機能停止や機微情報の窃取等を目的としたサイバー攻撃が行われており、サイバー分野における安全保障の確保が切迫した課題となっているところです。

こうした中で、重要な電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図ることを目的として、情報の収集、収集した情報の整理・分析、整理・分析を踏まえて作成した情報の提供等について規定した重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和 7 年法律第 42 号。以下「法」という。）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 7 年法律第 43 号。以下「整備法」という。）が昨年 5 月 23 日に公布され、本年 10 月 1 日から施行されます。

これを踏まえ、ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程（平成 29 年経済産業省告示第 19 号。以下「経済産業省告示」という。）第 1 3（5）に規定する脆弱性関連情報（以下単に「脆弱性関連情報」という。）に関し、重要な電子計算機に対する不正な行為による被害の防止のため、法及び整備法に基づく必要な対応を行うことができるよう、法第 71 条第 1 項に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 脆弱性関連情報の提供について

貴センターにおかれては、経済産業省告示第 1 3（8）に規定する発見者から直接脆弱性関連情報の通知を受けたときは、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）に速やかに通知するようお願いいたします。

2. 機構における脆弱性関連情報の取扱いについて

内閣府は、機構に対し、脆弱性関連情報のうち、以下のいずれかに該当するもの及びこれに付随する情報を内閣府に通知するよう要請しているところです。貴センターにおかれましては、当該情報の峻別の適切な実施のため、ご協力いただきますようお願いいたします。

(ア) 脆弱性（法第 42 条第 1 項に規定する脆弱性をいう。以下同じ。）の悪用が確認されたもの又は疑われるもの

(イ) 以下のいずれにも該当するもの

① 脆弱性の深刻度が高いと認められるもの

② 当該脆弱性を含むソフトウェア製品（経済産業省告示第 1 3（1）に規定するソフトウェア製品をいう。以下同じ。）の利用者数及び特別社会基盤事業者（法第 2 条第 3 項に規定する特別社会基盤事業者をいう。以下同じ。）において想定される当該ソフトウェア製品の利用状況を勘案し、脆弱性を悪用した攻撃が行われた場合の影響範囲が広いと認められるもの

3. 内閣府における脆弱性関連情報の取扱いについて

1. により内閣府に通知された情報（以下「通知情報」という。）については、内閣府において、以下のとおり取り扱いますので、通知情報の取扱いについて発見者（経済産業省告示第 1 3（8）に規定する発見者をいう。以下同じ。）から問合せを受けたときは、必要に応じ、以下の内容をご回答いただきますようお願いいたします。

(ア) 内閣府は、通知情報について、当該情報に係るソフトウェア製品の開発者や利用者の状況、脆弱性の悪用に係る状況等を総合的に勘案して、重要電子計算機（法第 2 条第 2 項に規定する重要電子計算機をいう。以下同じ。）に対する特定不正行為（法第 2 条第 4 項に規定する特定不正行為をいう。以下同じ。）による被害の防止を図るために必要な対応を行うために活用いたします。

例えば、内閣府は、法第 37 条の規定に基づき、通知情報を整理又は分析の上、以下の対応を行います。また、これらの情報提供については、脆弱性情報公表日（経済産業省告示第 2 1④に規定する脆弱性情報公表日をいう。）より前に行うこともあります。

① 内閣府又は貴センターその他の内閣府から委託された法人は、必要に応じ、法第 42 条第 1 項の規定に基づき、電子計算機等供給者（同項に規定する電子計算機等供給者をいう。以下同じ。）に対し、当該整理又は分析を行った通知情報を提供いたします。

② 内閣府は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止を図るために必要があると認めるときは、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、国の行政機関に対し、当該情報を提供いたします。

当該提供を受けた国の行政機関のうち、電子計算機等の供給（電子計算機等を他人の情報処理の用に供する役務の提供を含む。）を行う事業の所管省

庁は、法第 42 条第 2 項に規定する特定電子計算機等における脆弱性に起因する特定重要電子計算機（法第 2 条第 3 項に規定する特定重要電子計算機をいう。以下同じ。）に対する特定不正行為による被害の防止のために必要があると認めたときは、電子計算機等供給者に対し、当該被害を防止するために必要な措置を要請いたします。

また、当該提供を受けた国の行政機関のうち、法第 4 条第 1 項に規定する特別社会基盤事業の所管省庁は、特定重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のため必要があると認めるときは、法第 40 条第 1 項に基づき、特別社会基盤事業者に対し、当該情報を提供いたします。

③ 内閣府又は貴センターその他の内閣府から委託された法人は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のため必要があると認めるときは、法第 41 条に基づき、重要電子計算機を使用する者に対し、当該通知情報を提供いたします。

④ 内閣府は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害を防止するため、内閣総理大臣が法 45 条第 1 項に基づいて組織する協議会において、関係行政機関の長、重要電子計算機を使用する者、電子計算機等供給者その他の協議会の構成員に対し、脆弱性関連情報を提供することがあります。

(イ) 内閣府は、通知情報について、法の規定に基づき整理又は分析の上、他の行政機関、事業者等に提供する場合を除き、第三者に提供いたしません。内閣府及び内閣府より当該提供を受けた者は、脆弱性情報公表日まで、当該通知情報又は当該提供がなされた情報が第三者に漏えいしないよう適切に管理いたします。

(ウ) 通知情報の取扱いにあたり、内閣府は、製品開発者及び特別社会基盤事業者その他の重要電子計算機の使用者の負担軽減のため、貴センターと緊密に連携して対応いたします。

また、通知情報の取扱いにあたり、内閣府は、貴センターに必要な協力を求めることがあります。求めがあった場合、貴センターは、特別な理由がある場合を除き、必要な協力をいただきますようお願いいたします。

4. 国立研究開発法人情報通信研究機構との連携について

貴センターにおかれては、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 14 条第 1 項第 7 号ロに基づき製品開発者への必要な助言及び情報の提供を行うにあたり、当該製品開発者の負担軽減のため、NICT と緊密に連携をとるようお願いいたします。

5. 本取扱いの開始について

本取扱いは、本年 10 月 1 日から実施いたします。

以上